

【自由記述欄】

| 市町村名 | Q9② | Q10 |
|------|--|--|
| 千代田区 | | 消費者教育・啓発の充実 |
| 中央区 | 独自発行の啓発紙に掲載 | 臨時相談会の東京都との合同実施 |
| 港区 | | |
| 新宿区 | | 平成20年4月より月1回、弁護士・消費生活専門相談員・福祉課の生活支援相談員を配した総合的な「多重債務特別相談」を実施する。 |
| 文京区 | 消費生活センター発行の「消費生活情報誌」を利用して広報活動を行った。 | 区職員が多重債務に関して正しい知識を持ち、適切に対応するために区職員が対象となる多重債務に関する研修の実施を職員課に依頼している。 |
| 台東区 | | なし |
| 墨田区 | | |
| 江東区 | | 現時点では特別に取り組んでいることはない。 |
| 品川区 | 区のホームページに掲載 | 今後は多重債務相談については、東京モデルの活用を継続していく予定である。 |
| 目黒区 | チラシなどPRをした。 | 研修会の実施 |
| 大田区 | ①自治体の広報誌に相談窓口に掲載した ②消費者生活センター発行の「生活情報誌」に掲載した | ・区のイベントの中で多重債務を含めた相談窓口のPRを行った。 ・今後は同時に同イベントで相談を受付する等検討する。 |
| 世田谷区 | | |
| 渋谷区 | 区内施設でのポスター掲示・リーフレット等配布 | 現在、多重債務問題に特化した機関や組織等がないので、今後、他部署(福祉・税務等)との連携強化に取り組んでいきたい。 |
| 中野区 | Q10 ②毎月発行の「相談の現場から」に多重債務の事例を取り上げ、借金問題は必ず解決できることと多重債務相談窓口について記載し、区内施設に配置した。シティテレビ中野の文字情報番組「なかの掲示板」で「借金問題は必ず解決できます、まずは消費者センターへ電話しましょう」と放送している。区役所本庁で来訪者が多い階のトイレ内にポケットサイズの債務整理の種類と相談先を記載したカードを配置した。 | Q11 9月4日(木)～5日(金)に東京三会の弁護士をアドバイザーに迎え都および他の市区町村と多重債務特別相談(多重債務110番)を実施した。 |
| 杉並区 | | ・職員研修の実施(平成20年5月) 税・国民健康保険・福祉事務所など、日常的に多重債務者と接する機会が多い部署の職員を対象に「多重債務問題へのアドバイザー研修」を実施した。 |
| 豊島区 | | |
| 北区 | | |
| 荒川区 | ②区報掲載に加え、弁護士による多重債務特別相談窓口案内のポスターを作成し、区営掲示板に掲出した。 | 平成20年度から月2回、9時～12時まで、弁護士による多重債務特別相談を実施している。 |
| 板橋区 | | 本年7月に職員向けの研修及び情報交換会を実施した。 |
| 練馬区 | | 庁内の検討組織を設置し、消費生活センターや福祉事務所以外の窓口においても、法的な専門相談機関へ案内できるよう、マニュアルを検討している。 |
| 足立区 | ①ホームページによる周知 ②バスの車内放送 ③啓発グッズの配布 | 平成20年度上半期においては、庁内連携のための連絡会議を昨年度に引き続き開催した。また、職員向けの研修会を実施し、多重債務問題およびその解決方法についての理解を深めた。年度末に特別相談会を実施予定 |
| 葛飾区 | | 平成 20年3月より、庁内の関係部署による・飾区多重債務問題対策連絡会議を設置した。 |
| 江戸川区 | センター発行の情報誌にも掲載 | 窓口担当者を対象に多重債務の研修に参加 |

【自由記述欄】

| 市町村名 | Q9② | Q10 |
|-------|--|--|
| 八王子市 | | |
| 立川市 | | 東京モデルに準じた取組みを、多摩パブリック(東京弁護士会支援・協力の公設事務所)と行っている |
| 武蔵野市 | | 特になし |
| 三鷹市 | | 庁内の関連部署が連携した潜在的な多重債務者の相談掘り起こしを行う取り組みの検討 |
| 青梅市 | | |
| 府中市 | | |
| 昭島市 | | |
| 調布市 | | 庁内連携を連絡会として設置予定 |
| 町田市 | | 特になし |
| 小金井市 | | 東京都と連携し「多重債務特別相談」(9月4日・5日)を実施。相談件数2件のうち1件は「東京モデル」を活用した。 |
| 小平市 | 市役所内にポスターを掲示した | なし |
| 日野市 | 多重債務防止のための啓発リーフレットを作成し、関係部署に配布し連携を行った。 | 庁内関連部署との連携(税等の徴収部門、生活保護、市民相談等) |
| 東村山市 | | 特になし |
| 国分寺市 | | 今後、行政機関内で連携を構築していきたい。 |
| 国立市 | | 11月より国立市生活安定支援会議を発足。庁内連携を図る。 |
| 福生市 | | 庁内で関連部署と合同の連絡会議を行っています。 |
| 狛江市 | | 消費生活市民講座を開いたり、都と合同で相談会を実施するなどしている。 |
| 東大和市 | 相談窓口(市消費生活相談・市法律相談・法テラス等専門機関)紹介チラシを作成し関連各部署、公共施設で配布している。 | 平成20年9月5日、多重債務特別相談を実施。都の同事業の一環として司法書士の派遣を受け、相談枠いっぱいの6件の相談を行った。法律の専門家による丁寧な聞き取りと的確な助言により、重い債務に苦悩続けてきた相談者が皆一様に安堵し、解決への一歩を踏み出すことができたと思わ |
| 清瀬市 | | 本市では、生活保護を担当する生活福祉課や市民税を担当する税務課並びに市民相談を担当する秘書広報課等と連携を強化し懇談会を開催していきたい。 |
| 東久留米市 | | 特になし |
| 武蔵村山市 | | |
| 多摩市 | | |
| 稲城市 | | |
| 羽村市 | | 特になし |
| あきる野市 | | なし |

【自由記述欄】

| 市町村名 | Q9② | Q10 |
|------|-----|---|
| 西東京市 | | |
| 瑞穂町 | | 特にありません。 |
| 日の出町 | | |
| 檜原村 | | 消費者行政担当が主管ではない法律相談会があり、多重債務者が相談に訪れたことがある。 |
| 奥多摩町 | | なし |
| 大島町 | | |
| 利島村 | | 特にありません。 |
| 新島村 | | |
| 神津島村 | | 現状において多重債務の相談が無く、特にありません。 |
| 三宅村 | | 特になし |
| 御蔵島村 | | |
| 八丈町 | | |
| 青ヶ島村 | | |
| 小笠原村 | | |